

平成28年度  
商工労働観光部の概要

京都府商工労働観光部

## 目 次

I	商工労働観光行政の執行体制	
1	商工労働観光部の組織	2
2	商工労働観光部の事務分掌	6
II	平成 28 年度 京都府予算の概要	10
III	商工労働観光行政施策の重点	11
IV	参考	
1	商工労働観光部の所管条例	15
2	商工労働観光部所管の主なアクションプラン	19
3	統計資料	20

# I 商工労働観光行政の執行体制

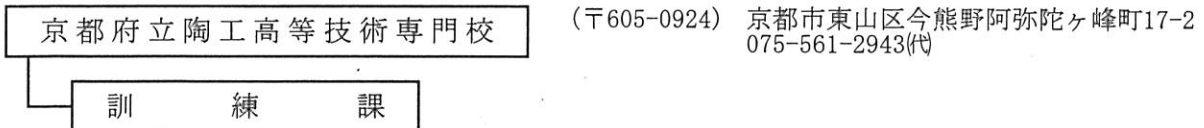
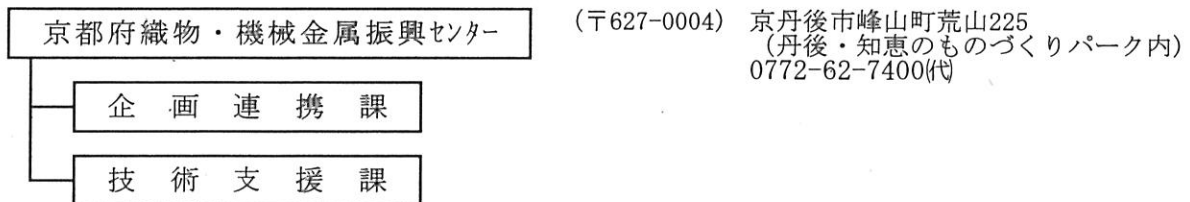
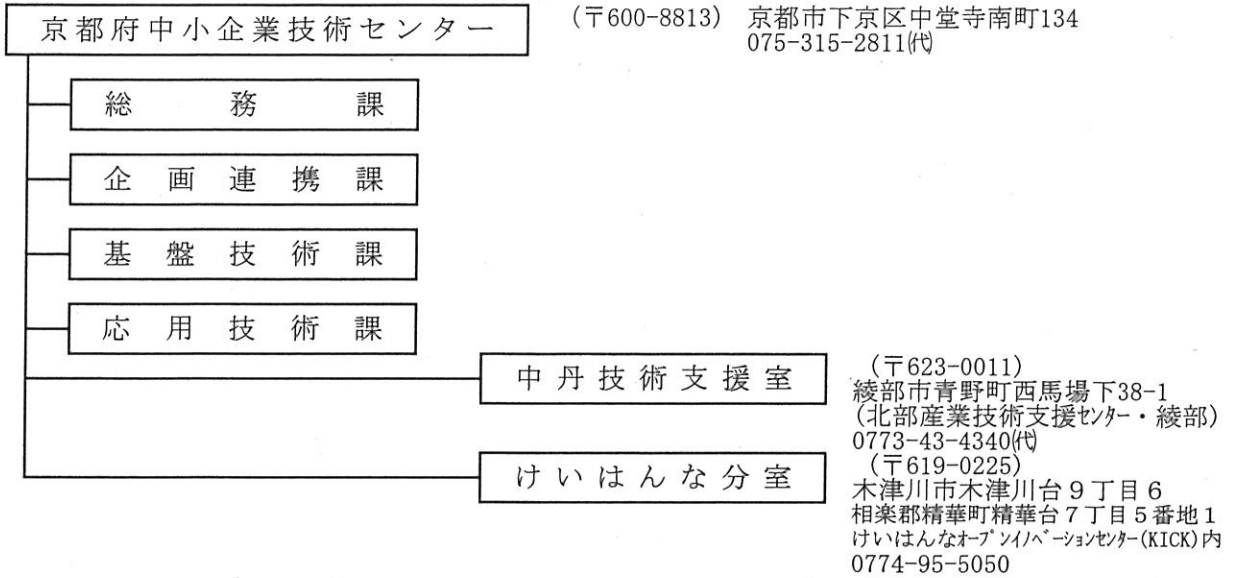
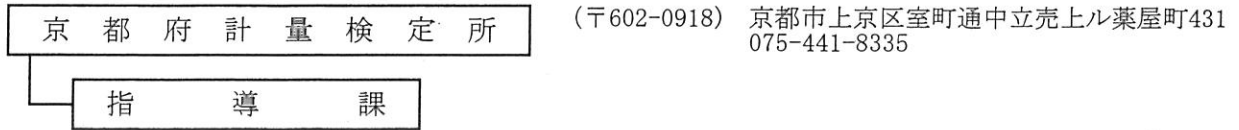
## 1 商工労働観光部の組織

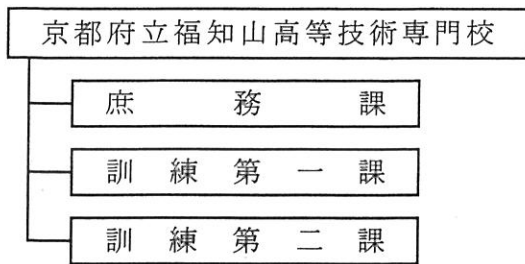
### 【知事部局】

<本庁> (〒602-8570) 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

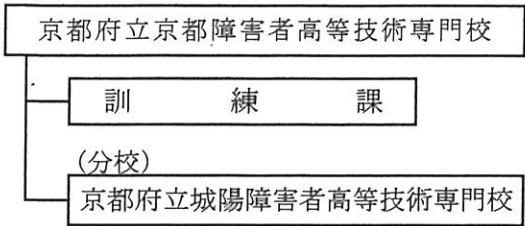
総合就業支援室	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 京都ジョブパーク担当 (075-682-8913)</li> <li>— 障害者雇用推進担当 (075-682-8918)</li> </ul>
(〒601-8047) 京都市南区東九条下殿田町70 (京都テルサ内)	
産業労働総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 総務担当 (075-414-4818)</li> <li>— 経理担当 (075-414-4817)</li> <li>— 企画・地域戦略担当 (075-414-4819)</li> </ul>
商業・経営支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 金融担当 (075-414-4822)</li> <li>— 組合担当 (075-414-4826)</li> <li>— 商業担当 (075-414-4836)</li> </ul>
地域力ビジネス課	— 地域力ビジネス支援担当 (075-414-4865)
ものづくり振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 中小企業育成担当 (075-414-5103)</li> <li>— 創業・地域産業戦略担当 (075-414-4852)</li> </ul>
特区・イノベーション課	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 新産業育成・研究開発推進担当 (075-414-4849)</li> <li>— イノベーション創出担当 (075-414-4849)</li> </ul>
染織・工芸課	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 染織担当 (075-414-4856)</li> <li>— 工芸担当 (075-414-4856)</li> <li>— 生活産業担当 (075-414-4858)</li> </ul>
産業立地課	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 調整担当 (075-414-4881)</li> <li>— 産業立地担当 (075-414-4848)</li> </ul>
海外経済課	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 港湾経済担当 (075-414-4844)</li> <li>— 海外ビジネス支援担当 (075-414-4840)</li> <li>— 京都舞鶴港振興担当 (0773-75-1317)</li> </ul>
文化学術研究都市推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 計画推進担当 (075-414-5194)</li> <li>— 景観・整備担当 (075-414-5196)</li> </ul>
労働・雇用政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 雇用企画担当 (075-414-5085)</li> <li>— 労働組合担当 (075-414-5088)</li> <li>— 技能振興担当 (075-414-5088)</li> </ul>
人づくり推進課	— 人づくり推進担当 (075-414-4872)
観光振興課	— 観光振興担当 (075-414-4841)
広域観光戦略課	— 広域観光担当 (075-414-4837)

<地域機関>





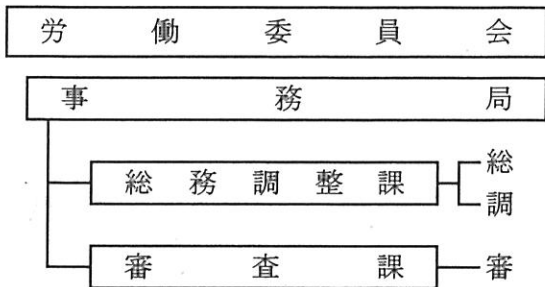
(〒620-0813) 福知山市南平野町90  
0773-27-6212(代)



(〒612-8416) 京都市伏見区竹田流池町121-3  
075-642-1510(代)

(〒610-0113) 城陽市中芦原59  
0774-54-3600(代)

【行政委員会】

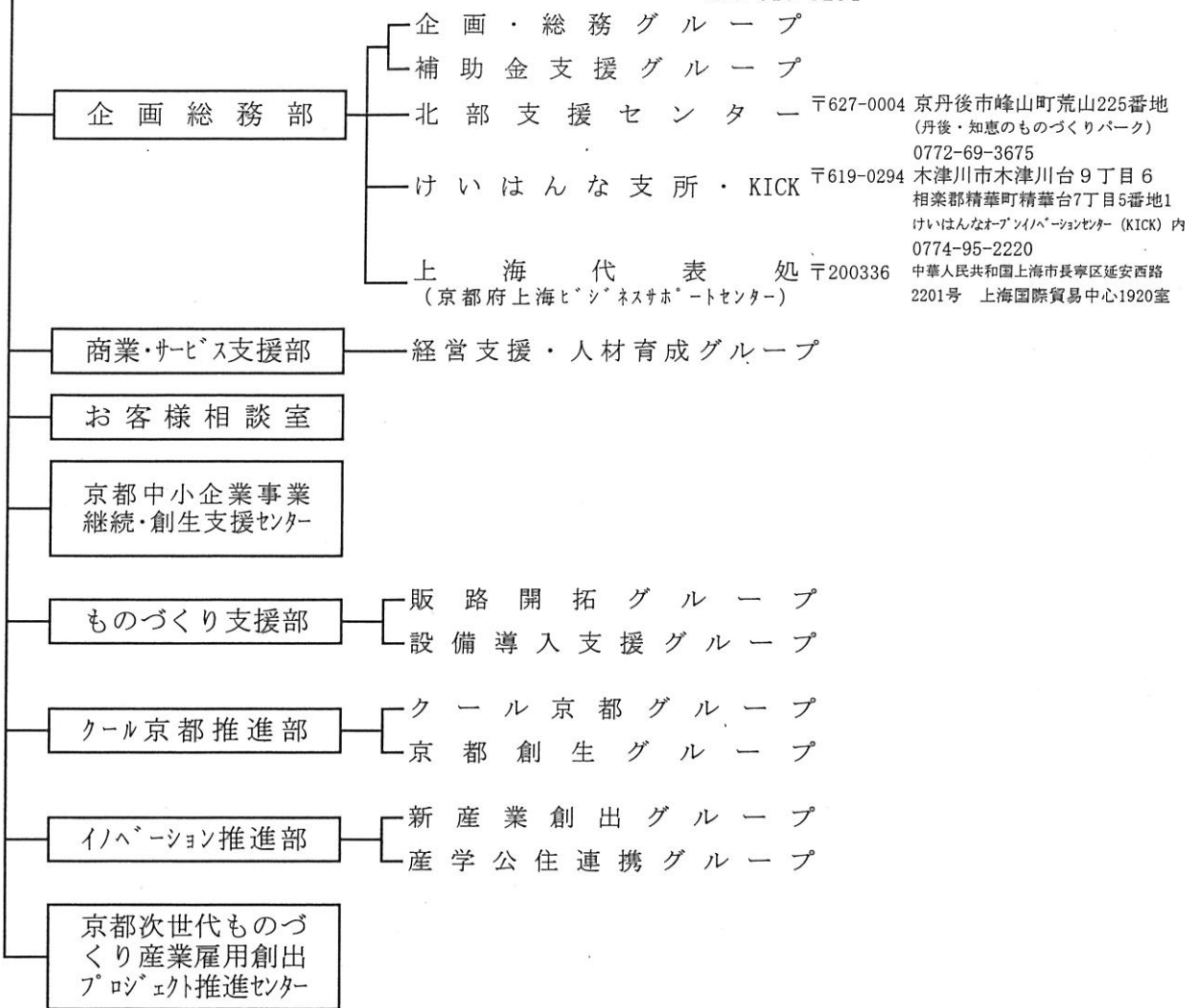


(〒602-8054) 京都市上京区出水通油小路東入丁字風呂町  
104-2 京都府庁西別館内

務	担	当	(075-414-5732)
整	担	当	(075-414-5733)
査	担	当	(075-414-5735)

公益財団法人京都産業21

(〒600-8813) 京都市下京区中堂寺南町134京都リサーチパーク  
(京都府産業支援センター)  
075-315-9234



## 2 商工労働観光部の事務分掌

### 【知事部局】

#### 《総合就業支援室》

- (1) 就業支援施策の企画、調整及び推進に関する事。
- (2) 中小企業労働対策に関する事。
- (3) 高齢者及び障害者の雇用に関する事。
- (4) その他雇用に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。

#### 《産業労働総務課》

- (1) 部の重要施策の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 産業別振興の企画に関する事。
- (3) 企業の基盤整備に関する事。
- (4) 地域資源の活用に関する事。
- (5) 計量検定所、中小企業技術センター及び織物・機械金属振興センターに関する事。
- (6) 部内の人事及び組織に関する事。
- (7) 部に属する予算の経理に関する事。
- (8) 部の広聴及び広報の総括に関する事。
- (9) 部内他課の主管に属さない事。

#### 《商業・経営支援課》

- (1) 商工業の金融に関する事。
- (2) 商工会、商工会議所及び商工会連合会の育成強化に関する事。
- (3) 中小企業団体及び中小企業団体中央会等の育成強化に関する事。
- (4) 貸金業に関する事。
- (5) 商店街等小売商業及びサービス業の振興及び指導に関する事。
- (6) 大規模小売店舗及び商業に関する事。

#### 《地域力ビジネス課》

ソーシャル・ビジネスの推進に関する事。

#### 《ものづくり振興課》

- (1) ものづくり産業(染織・工芸課の主管に属するものを除く。)の振興及び支援に関する事。
- (2) 中小企業の経営の安定及び成長支援に関する事。
- (3) 創業の支援に関する事。
- (4) IT、試作、映画・映像産業その他の新産業の振興及び支援に関する事。
- (5) 北中部地域の産業振興に関する事。

#### 《特区・イノベーション課》

- (1) 産学公連携による産業及び人材の育成の推進に関する事。
- (2) 研究開発型ベンチャー及び環境、健康産業その他の新産業の振興及び支援に関する事。

- (3) 国家戦略特別区域等における施策の推進に関する事。
- (4) 南部地域及び関西文化学術研究都市の産業振興に関する事。
- (5) けいはんなオープンイノベーション拠点の利活用に関する事。

#### 《染織・工芸課》

- (1) 染織業の振興及び支援に関する事。
- (2) 工芸の振興及び支援に関する事。
- (3) 生活文化関連産業の振興及び支援に関する事。

#### 《産業立地課》

- (1) 産業立地の促進に関する事。
- (2) 砂利採取業、採石業及び鉱業に関する事。
- (3) 府営工業団地等に関する事。

#### 《海外経済課》

- (1) 貿易の振興及び支援に関する事。
- (2) 外国企業との経済交流の振興及び支援に関する事。
- (3) 外国企業誘致の促進に関する事。
- (4) 港湾を活用した物流及び旅客に関する事。
- (5) その他貿易に関する事。

#### 《文化学術研究都市推進課》

- (1) 文化学術研究都市建設計画の総合調整に関する事。
- (2) 文化学術研究都市の土地利用計画に係る調整に関する事。
- (3) 文化学術研究都市における関連公共施設の整備（他課の主管に属するものを除く。）に係る調整に関する事。
- (4) その他文化学術研究都市の整備等（他課の主管に属するものを除く。）に関する事。

#### 《労働・雇用政策課》

- (1) 労働行政及び雇用対策の重要施策の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 地域雇用開発計画の推進に関する事。
- (3) 労働組合に関する事。
- (4) 労働委員会に関する事。
- (5) 労働関係の広報啓発及び労働教育に関する事。
- (6) 労働に関する調査、統計及び分析に関する事。
- (7) 労働者の福祉に関する事。
- (8) 中小企業退職金共済に関する事。
- (9) 京都府立勤労者福祉会館に関する事。
- (10) 労働相談に関する事。
- (11) 事業主等の行う職業能力開発に関する事。
- (12) 職業能力検定に関する事。
- (13) 職業訓練指導員の免許に関する事。



#### 《人づくり推進課》

- (1) 職業訓練等人材育成の重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 京都府緊急雇用対策基金に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 公共における職業能力開発に関すること。
- (4) 高等技術専門校に関すること。

#### 《観光振興課》

- (1) 観光施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 府内各地域の観光振興に関すること。
- (3) 旅行業に関すること。
- (4) 国際観光の登録ホテル及び登録旅館に関すること。
- (5) 観光統計に関すること。
- (6) その他観光（広域観光を除く。）に関すること。

#### 《広域観光戦略課》

- (1) 広域観光施策の企画及び調整に関すること。
- (2) M I C Eの振興に関すること。
- (3) その他広域観光に関すること。

### 【地域機関】

#### 《京都府計量検定所》

- (1) 特定計量器の定期検査に関すること。
- (2) 指定定期検査機関に関すること。
- (3) 特定計量器の製造、修理及び販売の届出に関すること。
- (4) 特定計量器の検定及び装置検査に関すること。
- (5) 指定製造事業者に関すること。
- (6) 基準器検査に関すること。
- (7) 計量証明の事業に関すること。
- (8) 指定計量証明検査機関に関すること。
- (9) 適正計量管理事業所に関すること
- (10) 特定計量器及び商品量目の指導並びに立入検査に関すること。
- (11) 計量の普及推進に関すること。
- (12) その他適正な計量の実施の確保に関すること。

#### 《京都府中小企業技術センター》

- (1) 産業技術支援の総括に関すること。
- (2) 産業技術の調査、分析及び情報提供に関すること。
- (3) 産学公連携推進に関すること。
- (4) 産業デザインの相談及び支援に関すること。
- (5) 機械設計・加工、材料・機能評価、化学・環境、電気・電子、情報、食品・バイオ及び表面・微細加工の試験、分析、測定、検査、技術相談、技術支援、研究、開発及び普及に関すること。

- (6) 関西文化学術研究都市立地研究機関との共同研究及び技術移転に関する事。
- (7) その他産業の振興発展に関する事。

《京都府織物・機械金属振興センター》

- (1) 染織業、機械金属業等に関する技術の調査、試験、研究、分析、測定及び検査に関する事。
- (2) 意匠の改善及び試作に関する事。
- (3) 染織業、機械金属業等の技術相談、支援及び普及に関する事。
- (4) 染織業、機械金属業等の管理者及び技術者の研修に関する事。
- (5) その他染織業、機械金属業等の振興発展に関する事。

《京都府立高等技術専門校》（京都・陶工・福知山）

- (1) 労働者の普通職業訓練に関する事。
- (2) 公共職業能力開発施設以外のものを行う労働者の職業訓練の援助に関する事。
- (3) その他労働者の職業能力開発に係る必要な業務に関する事。

《京都府立障害者高等技術専門校》（京都・城陽（分校））

- (1) 障害者の普通職業訓練に関する事。
- (2) 公共職業能力開発施設以外のものを行う障害者の職業訓練の援助に関する事。
- (3) その他障害者の職業能力開発に係る必要な業務に関する事。

【行政委員会】

《労働委員会事務局》

- (1) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関する事。
- (2) 個別労働関係争議のあっせんに関する事。
- (3) 労働争議の実情調査に関する事。
- (4) 公益事業に関する争議行為の予告通知に関する事。
- (5) 不当労働行為に関する調査、審問、決定及び命令に関する事。
- (6) 不当労働行為に関する再調査及び訴訟に関する事。
- (7) 労働組合の資格審査に関する事。

## II 平成28年度 京都府予算の概要

京都府の平成28年度一般会計予算は、「京都府地域創生戦略」スタートの年として、将来を見通した4つの京都づくりを掲げ、少子高齢化対策や京都産業のイノベーションに取り組む「京都創生」予算として、国の緊急経済対策を効果的に活用した補正予算117億1,400万円と当初予算9,639億4,500万円との同時編成により、合計9,756億5,900万円（14ヶ月予算対前年度比0.8%増）の切れ目ない14ヶ月予算を編成した。

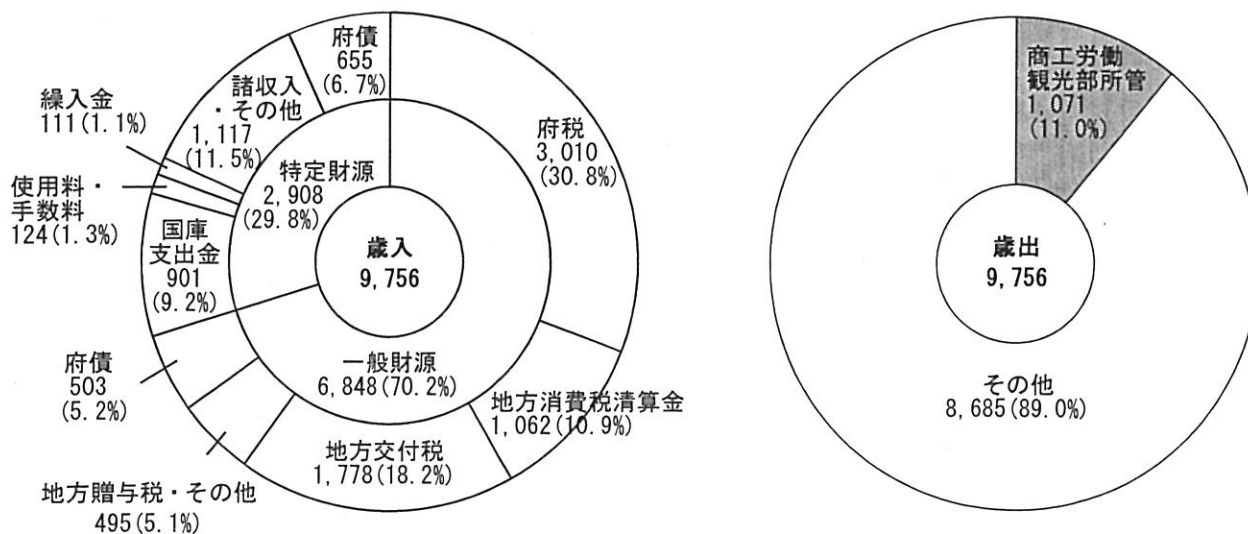
予算の体系は、「人づくり」「働きづくり」「地域・文化づくり」「安心づくり」の4つの京都づくりを大きな目標に置いて、京都創生を実現することを基本方針とした。

このうち商工労働観光部所管の一般会計予算は、「働きづくり」として実施する各種施策をはじめとして1,070億9,500万円で、全体の11.0%を占めている（14ヶ月予算対前年度比7.6%減）。中小企業の未来戦略や人手不足への対応、「もうひとつの京都」など京都の個性を活かした地域戦略の展開など様々な事業を展開する。

### 【平成28年度京都府及び商工労働観光部予算の概要】

区分		28年度予算 (27年度2月補正含む。)	27年度予算 (26年度2月補正含む。)	対前年度比
京都府	一般会計	9,756億5,900万円	9,682億9,900万円	+ 0.8%
	特別会計	3,024億9,400万円	3,534億6,500万円	▲14.4%
	公営企業会計	155億6,100万円	186億100万円	▲16.3%
うち商工労働観光部	一般会計	1,070億9,500万円	1,158億5,600万円	▲ 7.6%
	特別会計	9億4,200万円	15億1,800万円	▲37.9%

### 【平成28年度京都府一般会計当初予算の内訳】（単位：億円）



### Ⅲ 商工労働観光行政施策の重点

#### 1 働きづくり

##### (1) 中小企業のまち創生事業

###### ア 中小企業の下支えとエコノミック・ガーデニングの新展開

###### ◆ 「小さな企業」特別支援事業【新規】130,000千円

- ・ 小規模企業の設備投資に対し、リース支援制度を創設
- ・ 中小企業応援隊による個別訪問と経営安定化支援

###### ◆ 次世代職人育成事業【新規】178,500千円

- ・ 《育成》5つの職人工房を設置し、職人の活動及び異分野との交流の場を提供
- ・ 《強化》職人の商品開発に要する試作や設備投資を支援
- ・ 《販売》国内外の市場開拓や商品コンテストの開催等新たな販路に繋がる機会を創出

###### イ 中小企業のグループ化から設備投資・販路開拓まで一貫支援

###### ◆ 「企業の森」事業【一部新規】1,075,812千円

「伝統産業の森」「和食文化の森」「映画・映像の森」「スマートシティ産業の森」「次世代ものづくり産業の森」の5つの「企業の森(新たな産業文化を創生する企業グループ)」を創成

- ・ 研究会開催、マーケット調査等への補助
- ・ 製品の試作、技術開発等への補助
- ・ 量産化に向けた設備投資、販売拡大への補助

###### ◆ エコノミック・ガーデニング支援事業【一部新規】92,701,549千円

- ・ 地域経済の「成長の芽」となる中小企業の新商品開発や新分野進出を支援(試作開発、販路開拓、設備投資への補助)

###### ウ 「商店街カルテ」に基づき、商店街の元気回復に向けて集中強化策を実施

###### ◆ 商店街・商店群創生事業【新規】140,600千円

商店街創生センターと商店街等が連携して、最適な対策を展開

- ・ 民間企業によるコーディネート活動の実施、拠点整備、空き店舗対策のハード・ソフト支援、商店街活性化のための自主組織(TMO)の立ち上げ支援
- ・ 商店群の構想策定費補助、構想に基づくハード・ソフト支援

###### エ その他の重点事項

###### ◆ 中小企業金融支援【一部新規】92,000,000千円

###### ◆ 小規模企業者等設備投資支援事業【新規】330,000千円

###### ◆ 中小企業総合応援事業(中小企業知恵の経営ステップアップ事業)【継続】120,000千円

###### ◆ 北部産業活性化推進事業【継続】144,755千円

###### ◆ 京都ブランド推進事業【継続】23,500千円

###### ◆ 丹後新時代産業育成事業【継続】1,000千円

###### ◆ 京都知恵産業フェア2016開催事業【継続】10,000千円

- ◆ ソフト知恵産業支援事業【継続】18,000千円
- ◆ 京都エコ・エネルギー産業創出・普及事業【一部新規】185,312千円
- ◆ 産学公連携共同コーディネート推進事業【継続】5,500千円
- ◆ けいはんなオープンイノベーションセンター活用推進事業【継続】119,299千円
- ◆ 匠の公共事業【継続】54,220千円
- ◆ 伝統産業生産基盤支援事業【継続】100,000千円
- ◆ 丹後・西陣織物産地活性化事業【新規】5,400千円
- ◆ 京都産業立地促進事業【継続】1,456,831千円
- ◆ 京都舞鶴港ランドブリッジ構想推進事業【継続】1,116,914千円
- ◆ 「Kyoto Japan」海外戦略プロジェクト【継続】84,953千円
- ◆ Invest Kyoto推進事業【一部新規】9,620千円

## (2) 観光力強化事業

### ア 観光力強化で「府内観光入込客数1億人」達成へ

- ◆ 京都観光会議設置支援事業【新規】1,000千円
  - ・ 京都の観光力向上を目指し、DMOや関係団体からなる「京都観光会議」を設置
- ◆ 旅館等受入環境整備事業【新規】4,000千円
  - ・ 外国人観光客受入に係る施設改修費への補助
  - ・ オーベルジュ等宿泊施設の誘致等
- ◆ 観光人材の確保・育成等事業【新規】10,390千円
  - ・ 京都ジョブパークと連携した観光分野の人材確保等
- ◆ インバウンド対策強化事業【一部新規】100,306千円
  - ・ 京都観光の総合的な発信とWi-Fi、免税店などの受入環境の整備
  - ・ 「トッププロモーション」等による東南アジア等からの観光誘客
  - ・ 京都舞鶴港、関空等からのダイレクト・インルートの開発支援等

### イ その他の重点事項

- ◆ 京都府スポーツ観光推進事業【継続】10,000千円
- ◆ 京都・花灯路推進事業【継続】16,000千円
- ◆ 京の七夕事業【継続】50,000千円
- ◆ 「TANTANロングライド」開催支援事業【継続】2,000千円
- ◆ 無形文化遺産「和食」発信事業【継続】13,000千円
- ◆ 鴨川納涼事業【継続】14,800千円
- ◆ 「新しい京の旅」創造事業【一部新規】8,500千円
- ◆ 地域構想推進美観事業【継続】20,000千円
- ◆ 旅館・ホテル等耐震化緊急支援事業【継続】17,000千円

## (3) 人財確保緊急対策事業

### ア 「中小企業の人財確保」と「就業支援」を合体

- ◆ 地域産業雇用創出事業【新規】859,046千円

- ・ I o T技術の活用や「京の食」を取り入れた新商品開発など、新産業の育成と質の高い安定的な雇用を創出
- ◆ 京都ジョブパーク事業【一部新規】352,496千円
  - ・ J Pカレッジの拡充や新卒ハローワークとの一体的支援等による正規雇用創出
- ◆ 離職者等再就職訓練事業（高等技術専門校）【継続】744,919千円
  - ・ 短期職業訓練の実施により、離転職者の再就職を促進
- ◆ 未来を担う中小企業人財確保事業【新規】112,622千円
  - ・ 《府内大学生向け対策》ジョブパークが大学や企業へ出張相談
  - ・ 《首都圏等向け対策》首都圏での就職フェアの強化と移住コンシェルジュの拡充
- ◆ 障害者雇用率2.2%達成事業【一部新規】383,347千円
  - ・ 障害者の就業力アップのため、高等技術専門校等の科目・定員を大幅拡充
  - ・ 特例子会社の設立に向け、特例子会社設立推進チームの創設、企業相談・カウンセリングの強化などを実施

#### イ その他の重点事項

- ◆ 就労環境改善・職場定着推進事業【継続】44,090千円
- ◆ 地域版「京都労働経済活力会議」設置【新規】1,000千円
- ◆ 高等技術専門校整備【新規】68,517千円

## 2 地域・文化づくり

### (1) 「もうひとつの京都」事業

#### ア 「森の京都YEAR」を全国発信

- ◆ 「森の京都」観光推進事業【継続】34,000千円
  - ・ 「森の京都博」と連携しながら「森の京都」の魅力を発信し、ブランドイメージの向上と観光誘客を促進

#### イ 「お茶の京都博」への準備&ポスト「海の京都博」

- ◆ 「お茶の京都」観光推進事業【継続】27,000千円
  - ・ 平成29年度の「お茶の京都」ターゲットイヤーに向け、「お茶の京都」の魅力を発信
- ◆ 「海の京都」観光推進事業【継続】81,000千円
  - ・ 経営力のあるDMOを設立し、観光客ニーズに即した旅行商品等を造成
  - ・ 「海の京都博」の盛り上がりを引き継ぐウォータープロジェクションショー等のイベントを開催
- ◆ 京都・かぐや姫観光推進事業【一部新規】167,700千円
  - ・ かぐや姫と竹、伝説をキーワードとしたツアー、土産物の開発
  - ・ 「三川合流地域」における物産展、観光PR等の賑わいづくり

### 3 安心づくり

#### (1) 地域経済対策

- ◆ 地域消費拡大事業（商店街商品券発行事業）【継続】20,000千円

### 4 人づくり

#### (1) 地域力強化事業 ～地域の力を強化し府民が輝く地域づくりを推進～

- ◆ 京都地域力ビジネス支援事業【一部新規】67,000千円
  - ・ ちーびず推進員を増員し地域でのちーびず活動を促進
  - ・ 地域力再生交付金に新たに輝く女性と輝く高齢者の応援メニューを創設
  - ・ 府庁マルシェ等での特産品販売や活動アピール等を連続開催

#### (2) 「若者輝き」事業

- ◆ 若者就職支援等推進事業【継続】330,000千円
  - ・ 「京都府若者の就職等の支援に関する条例」に基づき、就職の難しい若者を対象とした人づくりを推進
  - ・ 若者の就職をサポートするため、NPO等が行う訓練活動を支援

### 5 「京都創生」未来対策

#### (1) 未来へのジャンプアップに向けた予算

- ◆ 北部リサーチパーク推進事業【継続】9,000千円
  - ・ 北部のものづくりを牽引する中核産業拠点の整備を民間と協働で推進
- ◆ 京都クロスメディアパーク整備事業【一部新規】72,000千円
  - ・ 映像を核にクロスメディア産業の育成を産学公連携で推進
- ◆ けいはんな「スマート京都」推進事業【一部新規】242,499千円
  - ・ 新たなステージに移行するけいはんな学研都市のスマートシティ・イノベーションシティ構築を推進



## IV 参考

### 1 商工労働観光部の所管条例

#### (1) 京都府中小企業応援条例の概要

##### 第1章 総則（第1条～第3条）

###### ■ 目的

中小企業が果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の経営の安定等に関する施策を総合的に実施し、中小企業の振興を図る。

###### ■ 中小企業の振興のための基本方針

中小企業の振興を図るため、次に掲げる施策を総合的に実施

- ① 中小企業の経営の安定、再生及び承継に関する施策
- ② 中小企業の成長発展の促進に関する施策
- ③ 中小企業の知的財産等の創造、保護及び活用に関する施策
- ④ 中小企業を支える人材の育成・技術の継承等に関する施策

###### ■ 中小企業の状況に応じた総合的な支援

関係機関との連携し、中小企業が行う多様な取組に対して総合的な支援

##### 第2章 中小企業の経営の安定、再生及び承継（第4条～第6条）

- 融資をはじめとする経営基盤の強化等に関する支援
- 商工会等と連携した経営相談等の実施
- 経営の安定等のための取組に対する補助金の交付

##### 第3章 中小企業の成長発展の促進

###### 第1節 研究開発等事業計画の認定及び支援（第7条～第12条）

- 中小企業者が作成する研究開発等事業計画の認定等

- ◇ 対象者：新事業活動促進法に規定する中小企業者又は有限責任事業組合
- ◇ 研究開発等事業：新たな技術の研究開発等に関する事業（具体的内容は規則で規定）
- ◇ 計画に掲げる事項：事業の目標、内容、実施期間、必要な資金の額及びその調達方法等
- ◇ 認定の基準：新規性、実現性等を考慮し規則で規定

- 認定研究開発等事業の用に供する不動産の取得に対する不動産取得税の不均一課税（10分の9軽減）
- 不均一課税適用にあたっての取扱い（軽減額の上限、他条例との重複禁止等）
- 円滑な計画実施のための補助金、融資等の実施

###### 第2節 創業等の促進のための事業環境の整備（第13条）

- 研究開発等に必要施設の提供、販路開拓支援等の実施

##### 第4章 中小企業における知的財産等の活用等の促進（第14条・第15条）

- 知財の活用等促進、知財を活用した融資等の実施
- 知恵の経営の支援

##### 第5章 中小企業を支える人材の育成等（第16条・第17条）

- 人材の育成・確保、技術継承等のための支援の実施
- 表彰

##### 第6章 雑則（第18条～第19条）

- 財政上の措置
- 規則委任

##### 附 則

- 平成19年4月1日施行
- 第5条、第7条から第12条まで及び第15条の規定は、平成29年3月31日限りで失効
- 規定失効後の不均一課税の経過措置



## (2) 京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例の概要

### 前文

日本の伝統と文化を支え、世界に誇る府民の貴重な財産である伝統と文化のものづくり産業が、伝統的な技術等の保存や継承しながら、伝統を生かした生活文化を創造する産業として発展することが期待されていることから、府、事業者及び府民が力を合わせて伝統と文化のものづくり産業の振興を図るための基本理念を定めるとともに、その取組を総合的かつ計画的に推進するため、関係市町村との連携を図りつつ、特に伝統と文化のものづくり産業の多くが集積する京都市と協調して、条例をする。

### 第1章 総則（第1条～第5条）

#### ■ 定義

「伝統と文化のものづくり産業」とは、京都の伝統と文化にはぐくまれ、伝統的に使用されてきた素材、技術又は意匠を用いて伝統と文化を支えるものを作り出す産業

#### ■ 基本理念

府、伝統と文化のものづくり産業にかかわる事業者及び府民が、それぞれの役割を果たしながら、次に掲げる取組を一体となって推進する。

- (1) ひとづくり 伝統的な技術を継承。次代を担う人材育成
- (2) ものづくり 時代に適合したものづくり
- (3) 環境づくり 伝統を生かした生活文化の創造。需要基盤の拡大

#### ■ 責務等

##### 【 府 】

- 伝統と文化のものづくり産業振興施策の総合的な推進
- 産業の特性及び技術者の重要性を配慮
- 工芸品等の活用

##### 【事業者】

- 技術、人材等生産基盤の保持
- 伝統素材、技術、意匠を生かした新たなものづくり
- 伝統を生かした生活文化の提案、普及。需要基盤の形成
- 消費者への情報提供

##### 【府 民】

- 伝統と文化のものづくり産業に対する理解促進
- 工芸品などの日常生活への取り入れ

### 第2章 基本的な施策（第6条～第16条）

【人づくり】 技術保存・継承、次代を担う人材の育成のための施策の実施

【ものづくり】 伝統素材、技術又は意匠の新分野への活用等による新たなものづくりを推進するための施策の実施

【環境づくり】 府民が産業への理解を深め、伝統を活かした新たな生活文化を創造するための施策及び観光旅行者等が関心を高めるための施策の実施

《京もの指定工芸品及び京もの技術活用品》 伝統的な技術、技法等を用いて製造される工芸品等を指定

《京もの認定工芸士、京の名工及び表彰》 京もの指定工芸品の製造に従事し又は特に優れた技術を有し、一定の要件を備える者に称号の授与、及び伝統と文化のものづくり産業の振興及び発展に寄与した者を表彰

《伝統食品等》 伝統食品等に関して指定及び称号を授与

《補助金》 伝統と文化のものづくり産業の集積等による振興を図るための補助金の交付

### 第3章 京都府伝統と文化のものづくり産業振興審議会等（第17条・第18条）

- 京都府伝統と文化のものづくり産業振興審議会の設置
- 府民、事業者と一体となった推進組織の整備

### 第4章 雑則（第19条）

規則委任

### 附 則

平成17年10月18日施行

(3) 京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業の立地促進に関する条例の概要

**第1章 総則（第1条・第2条）**

■ 目的

府内において雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るため、市町村、関係機関等と連携しながら、税の特例措置、補助金、融資等の施策を総合的に実施することにより、ものづくり産業等（①製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業②製造業に属する事業に類する事業（規則で定めるもの）及び③地域の特性を生かした産業の集積を促進

■ 基本方針

府の経済の特性、地域の特性等に応じた企業の立地促進、安定した雇用及び障害者雇用の促進等について基本指針を定め、この条例に規定する施策を総合的に実施

**第2章 ものづくり産業等の集積を促進するための施策の推進（第3条～第9条）**

- ものづくり産業等集積促進地域の指定
- ものづくり産業等集積促進地域に立地するものづくり産業に対する不動産取得税の不均一課税（1/2軽減）
- 不均一課税適用に当たっての取り扱い（軽減額の上限、他条例との重複禁止等）
- ものづくり産業等の集積を促進するための補助金、融資等の実施
- 特定業務施設等の府内への移転等の促進（特定業務施設等の用に供する不動産の取得に対する不動産取得税の不均一課税（1/2軽減）

**第3章 特定産業の集積を促進するための施策の推進（第10条～第11条）**

- 特定産業集積促進計画の策定  
地域を特定して、一層の集積が必要と認めるものづくり産業以外の産業の業種、その集積の促進及び振興を図るために実施する施策、効果等について知事が策定
- 特定産業の集積を促進するための補助金、融資等の実施

**第4章 雑則（第12条）**

- 規則委任

**附 則**

- 平成14年4月1日施行
- 平成29年3月31日限りで失効
- 不均一課税の経過措置

#### (4) 京都府若者の就職等の支援に関する条例の概要

### 第1章 総則（第1条～第6条）

#### ■ 目的

若者（15歳以上35歳未満の者をいう。）の雇用の安定と職業能力の向上を図り、もって福祉の増進と社会及び経済の発展に寄与する。

#### ■ 責務

府＝施策の総合的な策定・実施及び策定・実施に当たって関係者と連携・協働  
若者＝その能力の開発・向上に自主的かつ主体的に努める。  
事業主＝臨時雇用等で雇用する場合を除き、正規雇用による安定した雇用の確保・職場定着を図り、若者がその能力を有効に発揮することができるよう努める。

#### ■ 実施方針

若者就職支援施策等を実施するための方針を策定

### 第2章 若者就職支援施策等

#### 第1節 若者の就職の支援施策（第7条）

- 基礎的な知識等を習得するための講習、実習等に関する施策の実施
- 職業訓練、職業指導及び職業紹介その他必要な施策を実施
- 実施に当たっては、①関係者との連携・協働、②若者の状況に応じたものとする  
こと、③若者が社会生活・職業生活を円滑に営む上での困難を有している場合には、  
基礎的な能力の開発・向上を図るために必要な支援を講じることにより、就職に係る  
支援を講じる事業

#### 第2節 基礎的就職支援事業の支援に関する施策（第8条～第15条）

- 基礎的就職支援事業を実施しようとする事業者の事業計画の認定等

※基礎的就職支援事業＝職業生活において自立しようとする若者に対し、当該若者の状況に応じて職業生活に必要な基礎的な知識等を習得するための講習、実習等を行うことにより、就職に係る支援を講じる事業

- 基礎的就職支援事業のための不動産取得に対して不動産取得税を軽減（2分の1）

#### 第3節 実践的就職支援事業の支援に関する施策（第16条・第17条）

- 実践的就職支援事業を実施しようとする事業者の事業計画の認定等

※実践的就職支援事業＝職業生活においてその能力を発揮しようとする若者に対し、当該若者の状況に応じて職業生活における自立を図るための実践的な職業能力の開発及び向上を促進することにより、就職に係る支援を講じる事業

- 実践的就職支援事業のための不動産取得に対して不動産取得税を軽減（2分の1）

#### 第4節 若者の職場への定着の支援に関する施策（第18条）

- 事業主に対する職場環境の改善に資する講習会の開催等、職場環境に関する若者からの相談への対応
- 基礎的・実践的就職支援事業による支援を受けた若者を雇用した事業主の認証制度の整備等

#### 第5節 キャリア教育の推進に関する施策（第19条）

- 学校に在学する児童・生徒・学生の職場体験学習・インターンシップの実施
- 労働に関する法令に関する知識の付与

### 第3章 京都府若者就職等支援審議会（第20条）

京都府若者就職等支援審議会の設置

### 第4章 雑則（第21条～第23条）

- 35歳に達する日の前日において現に就職支援を受けている者であって、35歳に達した日以後も引き続き支援を希望するものには、必要な支援を講じる。
- 財政上の措置
- 規則委任

### 附 則

平成27年7月28日施行

## 2 商工労働観光部所管の主なアクションプラン

名称	主な内容
i P S 関連ビジネス推進プラン～多彩なビジネスチャンスに溢れる「i P S の京都(みやこ)」を目指して～	i P S 関連ビジネスに府内中小企業等が参入できる環境を整えるため、参入等を促進するシステムの構築と、K I C K を活用した推進拠点の整備を推進
「京の食」産業振興プラン	和食やその背景となる食文化への関心の高まりを生かし、食品製造業、料理飲食業など「京の食」に関わる産業の活性化を図るため、食文化を生かしたブランド力の向上、商品・サービスの企画開発から製造・販売に至る各段階の高付加価値化、それを支える人材の確保・育成、地域との連携強化、外国人等観光客の旺盛な消費の取り込みなどを推進
商店街リノベーションプラン	将来性、顧客層、地域性、人口動向、世代構成、商業集積の度合い等の条件を踏まえ、商店街の置かれている状況ごとに、I T を活用した新たな販売手法の構築や空き店舗活用の仕組みづくり等、抜本的な対策を推進
けいはんなオープンイノベーション拠点整備推進プラン	国から無償譲渡された旧「私のしごと館」をオープンイノベーション拠点として活用し、その機能の整備を図るため持続可能な拠点運営のための施策を推進
第4次京都府雇用創出・就業支援計画	雇用情勢が改善する一方、若年層を中心に非正規雇用者の割合が上昇する中で、雇用の量的確保とともに質的向上を目指すことを基本方針とし、持続性の高い安定的な雇用を創出するとともに、「人づくり」と「マッチング」の機能を強化することにより正規雇用の拡大を目指すための施策を推進
障害者雇用促進計画～京都是あとふるプラン～	法定雇用率の引き上げ、精神障害者の雇用の義務化等の法制度の変化に対応し、障害のある方の雇用の確保・拡大を更に進めるための施策を推進

### 3 統計資料

#### (1) 京都府の民営事業所

		事業所		従業者数	
			構成比	(人)	構成比
平成16年6月1日		130,267		1,044,411	
平成18年10月1日		125,320		1,077,816	
平成21年7月1日		128,678		1,180,615	
平成24年2月1日		117,884		1,118,404	
平成26年7月1日		119,145	100.0%	1,153,495	100.0%
地域別	京都市	74,419	62.5%	746,742	64.7%
	乙訓地域	4,913	4.1%	49,883	4.3%
	南部地域	17,703	14.9%	188,864	16.4%
	中部地域	5,295	4.4%	45,271	3.9%
	中丹地域	9,406	7.9%	82,415	7.1%
	丹後地域	7,409	6.2%	40,320	3.5%
従業員規模別	1～4人	72,628	61.0%	155,243	13.5%
	5～19人	35,025	29.4%	316,366	27.4%
	20～99人	9,870	8.3%	364,232	31.6%
	100人～	1,202	1.0%	317,654	27.5%
	下請・派遣のみ	420	0.4%	—	—

(総務省「事業所・企業統計調査」〈平成18年まで〉、総務省「経済センサス-基礎調査」〈平成21年から〉)

注 「事業所・企業統計調査」と「経済センサス-基礎調査」とでは、調査手法が一部異なるため、平成18年調査と平成21年調査との差数は増加・減少を示すものではない。

#### (2) 京都府の工業（従業者4人以上の事業所）

		事業所数		従業者数		製造品出荷額等		付加価値額	
			構成比	(人)	構成比	(億円)	構成比	(億円)	構成比
平成22年12月31日		5,004		140,757		48,329		18,356	
平成23年12月31日		5,365		137,837		50,380		18,372	
平成24年12月31日		4,745		134,016		46,462		16,998	
平成25年12月31日		4,500		135,064		45,605		17,131	
平成26年12月31日		4,401	100.0%	136,210	100.0%	48,152	100.0%	18,837	100.0%
地域別	京都市	2,296	52.2%	62,501	45.9%	21,092	43.8%	8,311	44.1%
	乙訓地域	150	3.4%	9,171	6.7%	5,267	10.9%	1,411	7.5%
	南部地域	1,041	23.7%	34,593	25.4%	12,335	25.6%	5,380	28.6%
	中部地域	277	6.3%	8,673	6.4%	3,056	6.3%	1,054	5.6%
	中丹地域	352	8.0%	15,554	11.4%	5,490	11.4%	2,339	12.4%
	丹後地域	285	6.5%	5,718	4.2%	911	1.9%	341	1.8%
従業員規模別	4～9人	2,070	47.0%	12,423	9.1%	1,499	3.1%	718	3.8%
	10～19人	1,061	24.1%	14,477	10.6%	2,512	5.2%	1,081	5.7%
	20～29人	497	11.3%	12,014	8.8%	2,183	4.5%	965	5.1%
	30～299人	721	16.4%	60,703	44.6%	18,672	38.8%	7,142	37.9%
	300人～	52	1.2%	36,593	26.9%	23,283	48.4%	8,930	47.4%

(経済産業省「工業統計調査」)

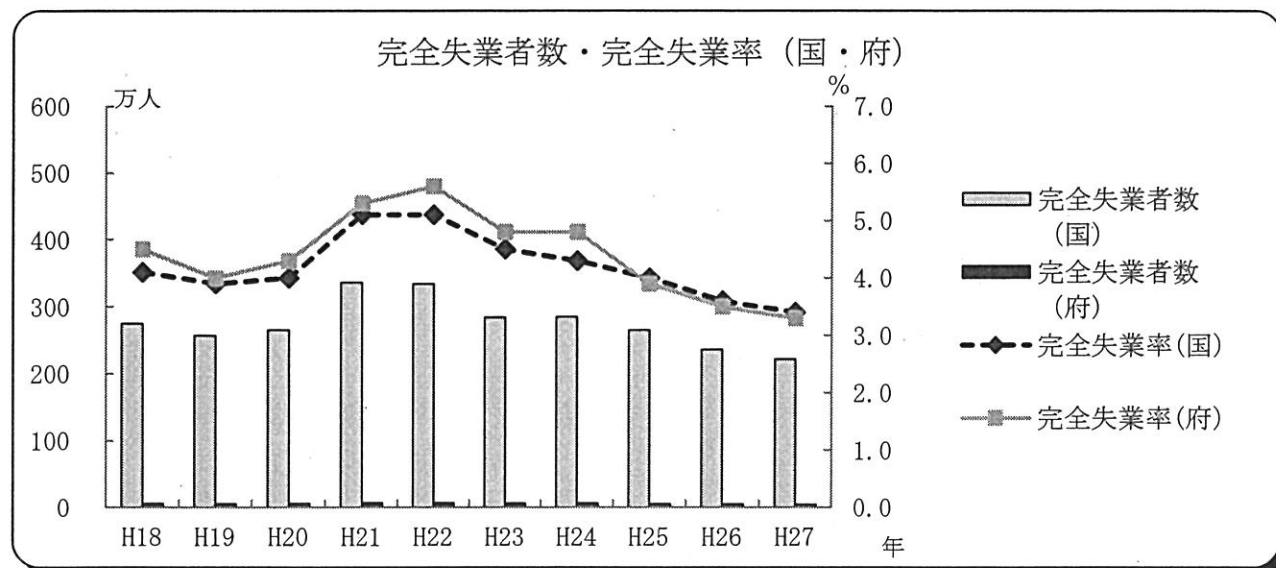
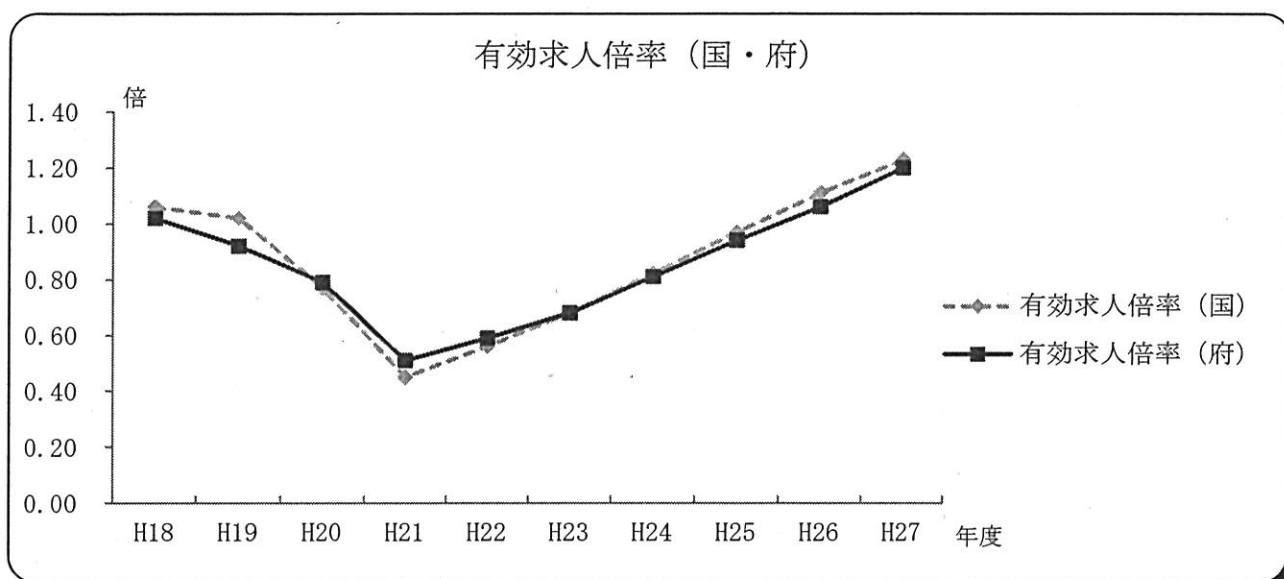


(3) 有効求人倍率、完全失業率及び完全失業者数(全国・京都府)

		年(年度) 平均									
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
完全失業率 (%)	全国	4.1	3.9	4.0	5.1	5.1	4.5	4.3	4.0	3.6	3.4
	京都府	4.5	4.0	4.3	5.3	5.6	4.8	4.8	3.9	3.5	3.3
完全失業者数 (万人)	全国	275	257	265	336	334	284	285	265	236	222
	京都府	5.9	5.3	5.6	6.9	7.3	6.3	6.3	5.1	4.6	4.4
有効求人倍率 (倍)	全国	1.06	1.02	0.77	0.45	0.56	0.68	0.82	0.97	1.11	1.23
	京都府	1.02	0.92	0.79	0.51	0.59	0.68	0.81	0.94	1.06	1.20

(総務省統計局「労働力調査」)

- ※ 完全失業率は年平均、有効求人倍率は年度平均
- ※ 全国の完全失業率等は季節調整値、京都府は原数値

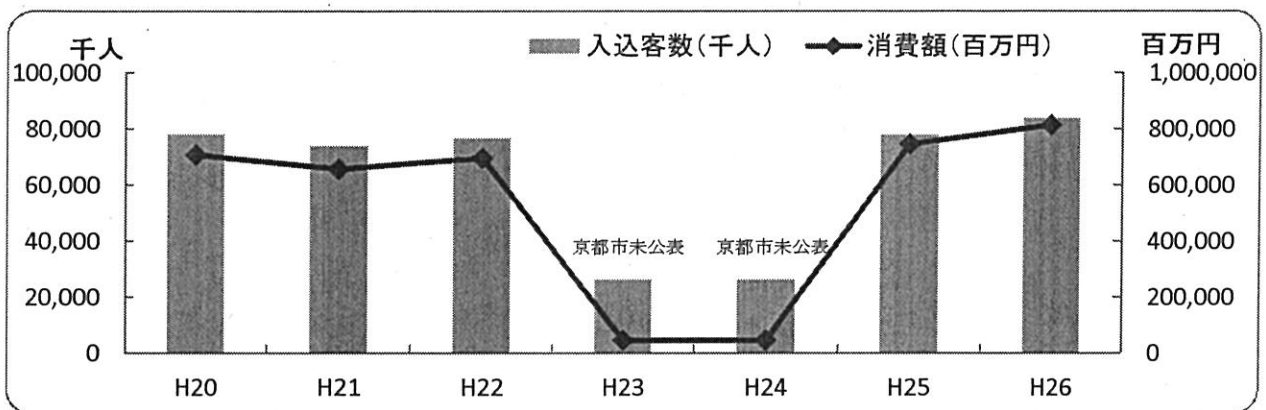


(4) 観光入込客数及び消費額

各項目上段：入込客数（千人）、下段：消費額（百万円）

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
丹後・中丹地域	8,344	8,220	8,635	8,268	8,302	8,722	9,094
	23,610	22,422	22,448	21,653	21,233	21,470	22,422
南丹地域	5,558	5,683	5,706	5,589	5,684	5,999	5,994
	10,176	9,590	10,205	9,730	9,791	10,101	11,010
乙訓・山城地域	13,879	13,217	12,843	12,467	12,222	11,531	13,024
	16,319	14,912	14,540	14,102	14,236	14,069	17,851
京都市以外	27,781	27,120	27,186	26,324	26,208	26,252	28,112
	50,105	46,924	47,194	45,485	45,260	45,640	51,283
京都市地域	50,210	46,896	49,555	京都市未公表	京都市未公表	51,618	55,636
	656,154	608,808	649,154	京都市未公表	京都市未公表	700,215	762,573
京都府全体	77,991	74,016	76,741	26,324	26,208	77,870	83,748
	706,259	655,732	696,348	45,485	45,260	745,855	813,856

(京都府観光振興課)

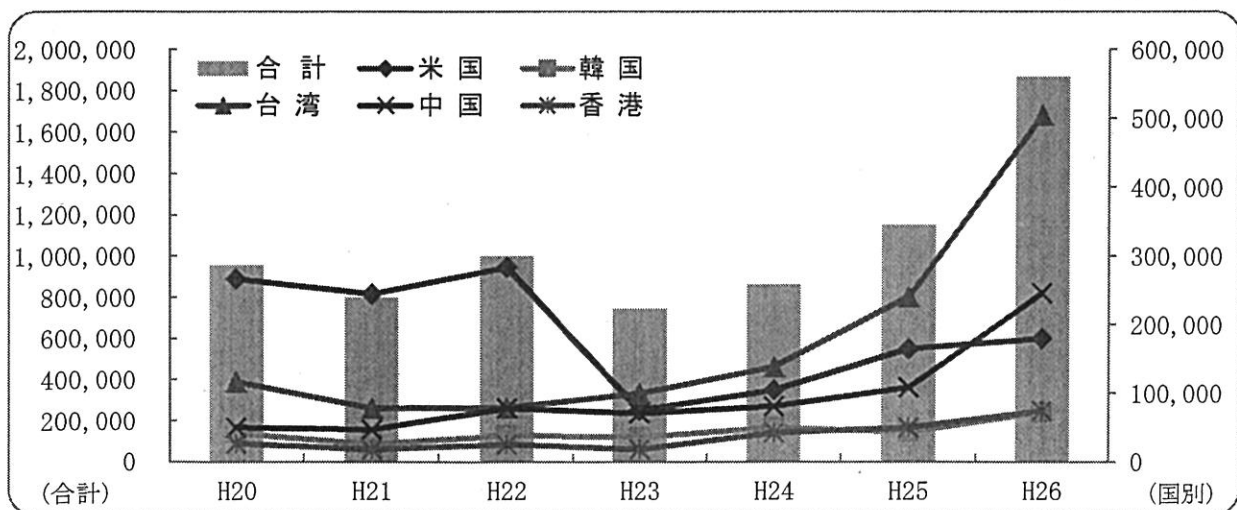


(5) 外国人宿泊客数

(単位：人)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
米 国	266,134	244,344	283,062	74,786	103,952	164,900	179,771
韓 国	40,964	24,753	37,895	35,164	49,140	43,272	72,267
台 湾	116,687	78,122	79,048	99,965	137,676	240,301	504,094
中 国	49,739	47,053	78,217	70,388	81,088	108,222	246,010
香 港	26,053	17,579	25,223	17,936	42,130	49,173	74,414
そ の 他	455,532	385,949	495,709	446,505	448,174	542,804	789,689
合 計	955,109	797,800	999,154	744,744	862,160	1,148,672	1,866,245

(京都府観光振興課)



(6) 京都府の工場立地件数及び面積

年	H23	H24	H25	H26	H27
件数 (件)	23	21	20	25	22
面積 (ha)	24	9	46	8	24

(経済産業省「工場立地動向調査」)

※ 研究所、電気業（水力・風力・地熱発電所）を除く。

